また、国は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため必要があると認めるときは、木材関連事業者に対し、必要な指導及び助言を行い、法の施行に必要な限度において、報告徴収及び立入検査を行う。

三　合法伐採木材等の流通及び利用の促進の意義に関する知識の普及に係る事項

合法伐採木材等の流通及び利用の促進は、森林の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能が持続的に発揮され、もって地域及び地球の環境の保全に資するという意義を有する。

これらの意義について、国は、木材関連事業者、関係団体等との連携協力の下、広く国民への普及及び啓発を図る。具体的には、セミナーの実施、パンフレットの配布、インターネット等の媒体を通じた情報の提供等を通じて、教育活動や広報活動等に取り組む。

四　その他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する重要事項

1　適切な連携

国は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に当たっては、木材関連事業者や合法伐採木材等への需要の転換に寄与する活動を行う事業者、民間の団体、消費者等の幅広い関係者を集め、合法伐採木材等の利用促進に向けた普及啓発、合法伐採木材等の需給状況の把握、違法伐採の問題に関する意見交換等に取り組む。

また、国は、国際熱帯木材機関を始めとする国際機関と連携して、木材生産国における森林に関連する法令の執行能力の向上に貢献するとともに、主要な木材生産国との間で、違法伐採の問題に関する情報交換及び意見交換を行う等、原産国における違法伐採の抑止のための国際的な連携の確保及び国際協力を進める。併せて、民間レベルにおいても、国内の関係団体と海外の関係団体との間において、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する情報交換を推進する。

2　基本方針の見直し

国は、法の施行後五年を目途として、法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、本基本方針についても、その結果に基づき必要な場合に見直しを行う。

○国土交通省告示第四百六十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年五月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上桜田沢一

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県山形市大字上桜田

字下道相　四〇九番乙　一号
字舘山　六六〇番　二号
字道相　九六七番　三号
四二〇番乙　四号
四一九番　五号及び六号
四九四番三　七号から九号まで
四九三番　十号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

横町川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（市道種漬場山線に係る道路敷を除く。）

山形県上山市中山

字上郭弐　三四一五番三　一号
字北堤壱　三四四八番　二号
三四五三番一　三号及び十六号
三四五九番　五号
三四七〇番　十一号
字天守山　五三六一番一六　四号
字種漬場山弐　五三四八番二　六号
五三四八番二三　八号
三四七三番　七号
字種漬場山壱　五三四七番六四　九号
五三四七番九　十号
字上ノ山　五三四五番六四　十二号
五三四五番六三　十三号及び十四号
五三四五番六〇　十五号
五三四六番一　十七号から十九号まで

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

南沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県上山市高松

字南沢　一三三五番　一号
一四〇八番　二号
二七〇二番　三号
二六九四番　四号
二七〇三番　十一号
一四〇九番　十二号
一四三七番二　十三号
字坊山　二四〇一番一　五号から七号まで
二六六五番　八号及び九号
二六六三番　十号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

志平沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を町道水上村尻線道路境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県最上郡最上町大字向町

字浦山　一五七八番八　一号
一六二八番一　二号から四号まで
一五七八番　五号
一五七八番一　六号及び七号
地先水路敷

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和六十年建設省告示第千二百九十四号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県長井市白兎

字麓尻二　二九八五番一　一号
二九八〇番一　二号
二九八一番　三号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱三号から十七号までを順次結んだ線及び標柱三号と十七号を昭和六十年建設省告示第千二百九十四号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県長井市白兎

字麓尻二　二九八一番　三号
二九八三番一〇　四号
二九八三番七　五号
地先水路敷　六号
二九八三番五　十五号
二九八二番八　十六号
二九八二番一　十七号
二九八二番二　七号
字弁天前二　三〇五四番　十三号
三〇五二番一　十四号
地先道路敷
三〇五二番二　八号
三一四六番六　九号
三一四六番七　十号
三一四六番一　十一号
字弁天前一　三〇五六番一　十二号
三〇五六番二

ハ　次に掲げる土地に存する標柱十八号から三十二号までを順次結んだ線（標柱二十四号と二十五号については、昭和五十二年建設省告示第七百四十九号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱十八号と三十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県長井市白兎

字壱ノ俣二　三一四五番一　十八号から二十二号まで
字蛇ヶ沢　三一四七番一　二十三号及び二十四号
字壱ノ俣一　三一四四番一　二十五号から三十一号まで
三一四四番四　三十二号